

様式第三十七（第13条関係）

変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
令和7年10月10日

2. 変更後の認定新事業活動実施者名
株式会社クローバー・ネットワーク・コム

3. 変更後の認定新事業活動計画の目標
当該認定新事業活動実施者が提供するSMS一括送信システム（以下「Doc Mail」という。）を利用する企業における書類作成・発送コストの削減、デジタル化による業務スピードの向上、ペーパーレス化による業務効率化といった課題解決に寄与するとともに、当該認定新事業活動実施者の事業の発展に繋げることを目標とする。

4. 変更後の認定新事業活動計画の内容

（1）新事業活動に係る事業の内容

当該認定新事業活動実施者は、Doc Mailを利用して、債権譲渡の通知を行うサービスを、金融事業者等のサービス利用者に対して提供する。

当該認定新事業活動実施者がライセンスを付与した第三者が、サービス利用者と契約を締結して上記サービスを提供する場合を含むものの、この場合も、当該認定新事業活動実施者がサービス利用者にDoc Mailを提供する。

<事業の流れ>

債権譲渡人が債務者に対して債権譲渡の通知を行う場面を想定して記載する。また、債権質の設定、弁済による任意代位、信託受益権の譲渡についても、以下に準じて行う。

① 債権譲渡人が、債権譲受人に対して、債権譲渡を行う。

② 債権譲渡人は、Doc Mailサーバーに、

- ・SMS通知本文
- ・債権譲渡の通知を受ける債務者が本人認証を行うための情報
- ・債権譲渡の通知のひな型（通知テンプレート）
- ・債務者の携帯電話番号や債務者を特定する情報（契約番号等）、債務者ごとの固有の情報（氏名、債権の明細等）、債務者が本人認証を行う際に入力する情報を事前に設定する。

なお、Doc Mailは、宛先（債務者）・差出人（債権譲渡人）・債権譲受人の氏名・名称を除き、SMS通知本文や通知テンプレートに、債務者ごとに固有の情報を差込文章の形で表示できる仕組みとなっている。これにより、債務者はSMS通知本文の閲覧時に、当該通知が債権譲渡の通知又は承諾に関する特例措置の適用を受けている旨を確認することが可能となる。

また、SMS通知本文や通知テンプレートは、複数件登録しておくことが可能である。SMS通知本文は、本質的な内容を損なわない範囲であれば、当該認定新事業活動実施者において、軽微な表現の変更を加える可能性がある。

SMS通知本文の記載例は以下のとおり。

【重要】株式会社xxxクレジットから△△△債権回収株式会社への債権譲渡に関するお知らせです。

〇〇〇様 下記URLよりご確認ください。

<https://dcml.jp/s/e?q=xxxx.x>

このお知らせは法務省及び経済産業省の認定を受けた認定新事業活動実施者（株式会社クローバー・ネットワーク・コム）が認定新事業活動計画に従って提供する情報システムを利用して送信しており、民法467条2項に定める確定日付のある証書による通知又は承諾とみなされます（産業競争力強化法11条の2）。法務省及び経済産業省の認定については経済産業省のホームページからご確認頂けます。

https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/saikenjoto.html

このお知らせの発信元電話番号に関する情報は株式会社クローバー・ネットワーク・コムのホームページからご確認いただけます。

<https://www.clovernetwork.co.jp/product/docmailre/>

- ③ 債権譲渡人は、
 - ・債務者の携帯電話番号
 - ・債務者を特定する情報（契約番号等）
 - ・債務者ごとの固有の情報（氏名、債権の明細等）
 - ・債務者が本人認証を行うための情報等を含むSMS送信用のデータを作成し、②で事前作成したSMS通知本文等を選択のうえ、D o c M a i lに登録する。
- ④ D o c M a i lは、登録されたSMS通知本文等のデータをチェックし、SMSを受信する債務者が、本人認証を経て、通知メッセージの内容にアクセスするための固有のURLを生成し、SMS通信事業者にデータを送信する。

なお、このURLは、<https://dcml.jp/s/e?q=xxxx.x>といった形式のURLで、SMS通知本文ごとに個別に生成され、同じURLは生成されない仕組みになっている。
- ⑤ SMS通信事業者は、債務者の通信キャリアにSMSを送信し、債務者がSMSを受信する。

債務者がSMSを受信すると、債務者の携帯電話、スマートフォン等に通知本文が表示され、債務者が通知本文に表示されたURLをタップすると、本人認証画面が表示される。債務者は、本人認証画面に表示された指示に従い、本人認証のための情報を入力しなければ、通知メッセージの内容を閲覧することはできない。

債権譲渡人が本人認証機能の設定（債務者が入力すべき本人認証のための情報の設定を含む。）を行うため、債務者がD o c M a i lに登録する必要はない（ただし、債権譲渡人において、債務者の本人認証に用いる情報を、あらかじめ債務者から入手しておく必要がある。）。
- ⑥ SMS通信事業者が通信キャリアにSMSを送信した際に、その日時が記録される。

SMS通信事業者を通じて、正確なSMS送信日時が、当該認定新事業活動実施者のD o c M a i lサーバーにも自動的に保存される。
- ⑦ 債務者は、以下の手順で通知メッセージを確認することができる。
 - ・SMS通知本文に表示されている固有のURLをタップする。
 - ・本人認証画面が表示され、そこで指定されている本人認証のための情報を入力する。
 - ・本人認証のための情報が、③で債権譲渡人が登録した債務者ごとの固有の情報と一致した場合には、通知メッセージの内容を確認することができる。

債務者が、通知メッセージの内容を確認できるようになると同時に、債務者の携帯電話、スマートフォン等に通知メッセージのPDFが強制的にダウンロードされる。また、債務者は、債権譲渡の通知がされた日から5年間は、いつでもD o c M a i lサーバーに保存された通知メッセージを閲覧することができる。
- ⑧ 債権譲渡人は、D o c M a i lから、通知メッセージに関する以下項目のデータを取得することができる。
 - ・債務者の携帯電話番号

- ・債務者を特定する情報（契約番号等）
- ・SMSの送達結果
- ・SMS送信日時（当該債権譲渡の通知がされた日時）
- ・SMS通知本文
- ・送付した通知メッセージの内容

なお、債権譲渡人は、債権譲渡人の電話番号を、D o c M a i l からデータで取得することはできないが、債権譲渡人が指定した電話番号と紐づいたSMSの送信用IDを、当該認定新事業活動実施者が債権譲渡人に通知し、その送信用IDにより送信手続を行う仕組みとなっている。

- ⑨ D o c M a i l では、上記⑧のデータを、D o c M a i l サーバーに、SMS送信日時から起算して5年間保存する。これにより、債務者は、通知メッセージを5年間いつでも閲覧することができる。

債権譲渡人は、送信したSMSをD o c M a i l で検索し、送信した通知メッセージの内容を確認することができる。

また、D o c M a i l では、債権譲渡人の求めに応じて、記録事項（SMSの送信日時、通知メッセージの内容、債権譲渡人の電話番号及び債務者の電話番号）を記載又は記録した記録証明書（書面又は電磁的記録）を、債権譲渡人に閲覧させ、かつ、HTML形式のファイルをダウンロードする方法により取得させることができる。

（２）新事業活動を行う場所の住所

全国

（３）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

産業競争力強化法、産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令（以下「省令」という。）及び新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）に基づき、下記 ①～⑨の措置を講じる。

① 産業競争力強化法第11条の2第1項第1号関係

債権譲渡人は、D o c M a i l 上の画面を通じて、「債権譲渡の通知を行った者の電話番号」「債権譲渡の通知を受けた者の電話番号」「債務者を特定する情報」「SMS通知本文」「SMS送信日時」「送達結果」「通知メッセージの内容」を確認することができる。

債務者は、受信した通知本文及び通知メッセージから、債権譲渡の通知がされた日時及び内容を確認することができる。

②省令第2条第1号関係

当該認定新事業活動実施者は、SMS送信日時、通知メッセージの内容、債権譲渡人の電話番号及び債務者の電話番号等が記録されたデータをSMS送信日時から起算して5年間保存する。

③ 省令第2条第2号関係

当該認定新事業活動実施者は、債権譲渡人の求めがあれば、記録事項を記載又は記録した記録証明書（書面又は電磁的記録）を、債権譲渡人に閲覧させ、かつ、HTML形式のファイルをダウンロードする方法により提供する。

④ 省令第2条第3号関係

当該認定新事業活動実施者が、新事業活動の廃止をしようとするとき又は認定新事業活動計画の認定が取り消されたときは、以下の（ア）及び（イ）の業務を、株式会

社イーエムネットジャパンへ引き継ぐこととしている。

当該認定新事業活動実施者と株式会社イーエムネットジャパンは、業務の引継に関して合意書を取り交わしており、株式会社イーエムネットジャパンは、設備体制・人的体制を含め、以下の（ア）及び（イ）の業務を適切に行うことができる体制を整える。

- （ア）SMS送信日時、通知メッセージの内容、債権譲渡人の電話番号及び債務者の電話番号等が記録されたデータをSMS送信日時から起算して5年間保管すること。
- （イ）記録事項を記載又は記録した記録証明書（書面又は電磁的記録）を、債権譲渡人に閲覧させ、かつ、HTML形式のファイルをダウンロードする方法により提供すること。

⑤ 省令第2条第4号関係

債権譲渡の通知がなされた日時を当該認定新事業活動実施者へ提供している通信事業者は、債権譲渡の通知がなされた日時を記録するために用いている時刻を、NTP等の仕組みによりクラウドサービスの時刻と同期させている。

⑥ 省令第2条第5号関係

当該認定新事業活動実施者は、通知本文に、「主務大臣の認定を受けた認定新事業活動実施者が、認定新事業活動計画に従って提供する情報システムを利用して送信したものである」旨を記載するとともに、当該認定新事業活動実施者のWEBサイトのURLを記載する。当該WEBサイトに、債権譲渡の通知をした債権譲渡人である企業の名称及び電話番号を掲載しており、債権譲渡の通知を受けた債務者において、債権譲渡人が、当該通知をした者として記載された者であるか否かを確認することができる。

⑦ 省令第2条第6号関係

通知等記録を処理することができる者を限定するための措置、不正アクセス行為を防止するための措置、通知等記録の漏えい・滅失・毀損を防止するための措置をそれぞれ適切に講じている。

⑧ 省令第2条第7号関係

当該認定新事業活動実施者は、認定新事業活動計画に係るSMA P SについてISO27001の認証を受けている。

⑨ 新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針第三 2の（2）関係

（i）二重払いの防止に向けた対策

- ・Doc Mailを利用した債権譲渡の通知が、確定日付のある証書による通知とみなされることを当該認定新事業活動実施者のホームページに記載する。
- ・Doc Mailを利用した債権譲渡の通知を行う債権譲渡人に対し、債権譲渡の通知をSMSで送信することを、自社のホームページに掲載させる。
- ・Doc Mailを利用した債権譲渡の通知を行う債権譲渡人に対し、Doc Mailの利用規約（当該認定新事業活動実施者からライセンスを付与された第三者と、債権譲渡人との間における利用規約を含む。）において、Doc Mailを利用した債権譲渡の通知が、認定新事業活動計画に従って行われている旨及び当該通知が第三者対抗要件としての効力を有している旨を、債権譲渡人のホームページに表示することを求める条項を設け、その遵守を要求する。
- ・Doc Mailは、宛先（債務者）・差出人（債権譲渡人）・債権譲受人の氏名・

名称を除き、SMS通知本文や通知テンプレートに、債務者ごとに固有の情報を差込文章の形で表示できる仕組みとすることにより、債権譲渡の通知を受信した債務者において、当該通知が債権譲渡の通知に関する特例措置の適用を受けている旨を確認することが可能となる。

- ・ SMSの文面に、宛先となる債務者の氏名を表示し、当該債務者に対する連絡であることが分かるようにすることを、当該認定新事業活動又は当該認定新事業活動からライセンスを付与された第三者と、債権譲渡人との間における利用規約において義務づける。
- ・ 債権譲渡人の名称・電話番号・ドメイン名等をリスト化して当該認定新事業活動のホームページに掲載し、債務者が、当該名称・電話番号・ドメイン名等を確認することができるようにする。
- ・ SMSに記載されるショートURLのドメイン名は、「https://dcml.jp」とし、当該ドメイン名が記載されたSMSによる債権譲渡の通知が、債権譲渡の通知又は承諾に関する特例措置の適用を受けている旨を当該認定新事業活動実施者のホームページに掲載することにより、フィッシングメールであるといった誤解を債務者に生じさせないようにし、二重払いの未然防止を行う。

(ii) 過誤払い発生時の返金の確保に向けた対策

- ・ Doc Mailを利用する債権譲渡人に対し、債務者からの過誤払いがあった場合に、債務者に対して返金を行うよう求める条項を当該認定新事業活動又は当該認定新事業活動からライセンスを付与された第三者と債権譲渡人との間における利用規約に設け、その遵守を要求する。

(iii) そのほか消費者の利益に十分配慮した措置

- ・ Doc Mailの利用者は、実在する法人であることを当該認定新事業活動実施者が登記情報により確認した者に限定する。

5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期

令和7年7月から令和17年6月まで

(記載要領)

「4. 変更後の認定新事業活動計画の内容」中、認定新事業活動実施者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。